

福井市特別な配慮が必要な児に対する幼児健康診査費用補助実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井市幼児健康診査実施要領（平成24年4月1日施行。以下「幼児健診実施要領」という。）に基づき実施する幼児健康診査（以下「幼児健診」という。）を受診困難な場合に、医療機関等において幼児健診と同等水準の健診を受けるのに必要な費用を補助することについて、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 幼児健診の受診が、特別な配慮が必要なために受診困難な場合における、個別に医療機関等で同等水準の健診を受けた者
- (2) 幼児健診実施要領の第3に規定する対象者

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、健康診査実費分（健康診査手数料）とし、1回あたりの補助上限額は、次表のとおりとする。

検査内容	補助上限額
内科健診及び歯科健診の合計	30,000円

※ただし、令和7年4月1日以降の受診分とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福井市幼児健康診査費用補助事業申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、受診した日の属する年度の末日までに、市長に提出するものとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 明細書（様式第2号）
- (2) 受診した医療機関等が発行した領収書
- (3) 母子健康手帳
- (4) 福井市1歳6か月健康診査受診票又は福井市3歳児健康診査受診票
- (5) 振込先金融機関口座が確認できる書類

2 市長は、前項の書類の提出があったときは、当該書類の審査等を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める書面により申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金の交付をする旨の決定 福井市幼児健康診査費用補助金交付決定通知書兼

補助金額確定通知書（様式第3号）

（2）補助金の交付をしない旨の決定 福井市幼児健康診査費用補助金不交付通知書
（様式第4号）

（補助金の交付方法）

第5条 補助金の交付は、申請者が指定する金融機関等（銀行、農業共同組合、信用金庫並びに信用組合に限る。）の口座に補助金を振り込むことにより行うものとする。

（交付決定の取消し）

第6条 市長は、申請者が偽りその他の不正な手段によって補助金の交付決定を受けたと認めるときは、規則第15条第2項の規定により、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還等）

第7条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、規則第16条第1項の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。